

広島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所吳支所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
豊島線
- 三 道路の区域

		区間	
新	旧	の新別	
六・七〇	四・八〇	敷地の幅員 (メートル)	
三・二〇	七・一〇		
一六八・七〇	一七一・一〇	延長 (メートル)	
拡幅		備考	

呉市豊浜町大字豊島字金崎四二三六番一五地先
から
呉市豊浜町大字豊島字金崎四二三六番一〇地先
まで